



2016年韓国改正特許法の主な内容

韓国では、特許法の改正が相次いでいます。今回の改正は大きく分けて、本年2月に公布された①不良特許を予防するための改正と、3月に成立した②証拠提出を強化するための改正とに分類されます。以下、簡単に改正法の内容について紹介します。

1. 不良特許を予防するための特許法改正案 (2017年3月1日付施行)

1-1. 公衆参加による登録特許を再検討する特許取消申請制度

理由：1) 特許品質に対する憂慮の増加に伴い、公衆参加により瑕疵の憂慮がある登録特許を早期に再検討して市場の混乱と負担を最小化する必要性 2) 類似する性格を持つ無効審判制度が運営されているが、これは当事者間の紛争解決のためのものであり、公衆審査の強化及び責任行政の具現目的から乖離

内容：何人も登録公告後6ヶ月までに特許取消理由を提供すれば、審判官が登録特許を再検討して瑕疵があれば早期に特許を取消す制度

1-2. 審査官の職権再審査制度

理由：瑕疵がある特許の登録を予め防止するため、特許決定後も審査官が明白な拒絶理由を発見する場合に再審査する手続きの整備の必要性

内容：特許決定後も設定登録前までに明白な拒絶理由を発見する場合、職権で特許決定を取消して審査を再開する制度

1-3. 迅速な権利確定のための審査請求期間の短縮

理由：特許出願後の権利未確定期間を減らす

ため、審査請求期間を国際的趨勢に合わせて調整する必要性

内容：審査請求期間を出願日から5年を3年に調整（但し、最大2年間の審査猶予制度の活用が可能）

1-4. 外国審査結果の提出命令制度

理由：同一技術を複数の国家へ行う交差出願の急増に伴い、主要国の特許庁間における審査結果の相互活用の必要性が増大

内容：パリ条約による優先権出願の審査時、第1国の審査で引用された技術文献の提出を命ずる制度（但し、本法の施行前に出願された優先権主張を伴う特許出願も適用）

1-5. 正当な権利者による出願可能期間の延長

理由：正当な権利者による出願可能期間を合理的に調整する必要性

内容：正当な権利者の出願要件のうち、無権利者特許の登録公告後2年までという要件を削除（無権利者特許の無効審決確定日から30日以内に出願という要件のみを満たせばよい）

1-6. 特許権移転請求制度

理由：正当な権利者の効率的な救済手段を設けるため、現在の遡及効を通じた別途の出願方式以外に、民事訴訟を通じた救済方法を設ける必要性

内容：正当な権利者が該当特許権の移転を法院に請求する特許権移転請求制度（無権利者の特許を無効にした後に特許出願する従来方式とともに2つの方法で運営）

1-7. 微細な誤りを救済するための職権補正範囲の拡大

理由：微細な記載不備により特許手続きが遅延あるいは拒絶される場合を防止する必要性
内容：微細な誤字脱字以外に、拒絶理由であるが明白に誤って記載された記載不備に対しても審査官の職権補正が可能なように職権補正の範囲を拡大(現行は単なる誤記のみ可能)

1-8. 国内優先権主張を伴う基礎出願に対する書類閲覧の改善

理由：設定登録(または出願公開)されなかった出願は書類閲覧を不許可とするように規定し、国内優先権主張を伴う出願の場合、書類閲覧に関する不必要な申請が発生

内容：国内優先権主張を伴う出願が設定登録(または出願公開)されたら、基礎出願の書類閲覧を許容

1-9. 審理遅延防止のための無効審判訂正請求の取下げ時期の改善

理由：無効審判対象の早期確定により審理遅延を防止するため、訂正請求の取下げ時期を合理的に調整する必要性

内容：無効審判における訂正請求の取下げは訂正請求期間(+1ヶ月)または訂正請求の補正可能期間にのみ取下げできるように改善(訂正請求の補正可能期間は訂正不認定通知に対する意見書提出期間である)

1-10. 訴訟当事者の手続中止の申請権

理由：侵害訴訟などで審判結果を活用できるように訴訟手続の中止申請手続を設ける必要
内容：当事者の申請によっても特許に関する審決が確定するまで訴訟手続を中止(現行は法院の職権のみ可能)

1-11. 法人解散時における特許権消滅規定の整備

理由：相続人がない場合、特許権消滅規定があるだけで自然人ではない法人に対する規定がない

内容：法人の特許権は法人の清算終了登記日までの特許権の移転登録を行わなければ、その清算終了登記日の翌日に消滅するようにする(商標権及び著作権法と同一)

1-12. 後日補完期間の延長

理由：事後救済の拡大のため、拒絶決定不服審判などの手続きの後日補完を増やす必要
内容：特許拒絶決定などに対する審判及び再審請求に対する手続きの後日補完可能期間を現行の14日から2ヶ月に増やす

2. 証拠提出を強化するための特許法改正案 (2016年6月30日付施行)

2-1. 損害賠償関連の証拠提出を強化するための制度の改善

内容：証拠提出対象の拡大、懲罰的損害賠償制度の導入、被告の実施行為の様態提示義務を賦課

2-2. 審判請求料の返還制度の導入

内容：1) 拒絶決定などが取消された場合、審判請求料の返還(但し、審判過程で補正がある場合を除く) 2) 審判請求などの取下げを行った場合、審判請求料などの半額を返還(審理終結前までに取下げを行った場合) 3) 審判請求が決定却下された場合などに、審判請求料などの半額を返還(却下確定時または参加申請の拒否時)

2-3. 特許権放棄時における残余特許料の返還

内容：特許権放棄の場合、特許料の返還規定を新設(放棄の翌年からの特許料を返還)

筆者紹介

柳鍾宇(ユ ジョンウ)

GIP Korea代表弁理士。ソウル大学電気工学部を卒業。2009年弁理士登録。弁理士になる前は(株)LGディスプレイで設備購買及び技術営業の日本担当を務める。前職の特許事務所では、最初は(株)サムスンの特許明細書作成/中間処理/外国出願などを行い、後に日本企業の韓国出願を担当。趣味はゴルフ。